

産業廃棄物処理業での労働災害を防ごう

平成30年から令和2年6月までに産業廃棄物処理業で発生した死亡災害について

平成30年から令和2年6月にかけて神奈川県内の産業廃棄物・その他の廃棄物処理業者で発生した死亡災害は、合計6件（暫定値）発生しています。そのうち、機械式ごみ収集車が関係する災害が4件あり、残りの2件が、施設内で発生した墜落災害です。今後、同種災害防止のため、以下の点にご留意いただき、再発防止に努めていただきますようお願いいたします。

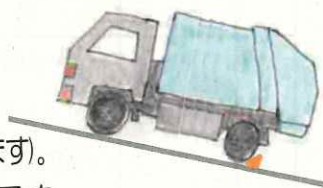
- 1 機械式ごみ収集車の運転者が運転席を離れる場合の措置について（労働安全衛生規則第151条の11）
運転者が、運転していた車両の運転席を離れる場合には、次の2つの措置を両方とも講ずる必要があります。

① 原動機を止める（エンジンを切る）。

② 停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両の逸走を防止する措置を講ずること（サイドブレーキのみで逸走した事案が発生しています）。

上記のほか、機械式ごみ収集車を安全な場所に停止させることも重要です。

なお、道路交通法においては勾配の急な坂では駐停車禁止となっておりますし、勾配の急な坂に停止していて車両が動き出してしまうという災害も他県で発生しています。また、神奈川県内において、裏面1の死亡災害が発生したほか、平成30年8月にも運転者が運転席を離れごみ収集作業を行っていたところ、動き出したごみ収集車に運転者が轢かれて死亡したという災害が発生していますので、ご注意ください。



- 2 機械式ごみ収集車のホッパー内に身体の一部が入ることによる災害を防ぐための措置について（昭和62年2月13日付基発第60号機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱を参照願います。）

まず、作動中のホッパー内に身体を入れないことが重要です。それとともに、機械式ごみ収集車の積込作動方式について、以下3方式のいずれかの方式をとるようにしてください。

①1 サイクル停止方式であること。

②回転板一たん停止方式であること。

③光電管等を用いた危険防止機能（回転板の作動中に身体の一部がその回転板に巻き込まれるおそれのある危険限界内に入ると、光電管等により検知して、その回転板が直ちに自動停止するもの）を有する方式であること。

なお、前記要綱に示した緊急停止装置を設置し、かつ、前記要綱に示した教育を受けた場合、あるいは、③の場合以外では絶対に連続方式で作業しないでください。



- 3 施設内での墜落・転落災害を防止するための措置について

第1ステップ 墜落や転落の危険がある場所には近づかない。近づかなければならない場合には、墜落制止用器具を使用するなどの措置を講ずる。

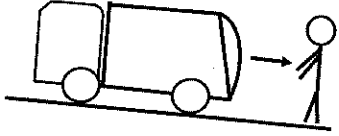
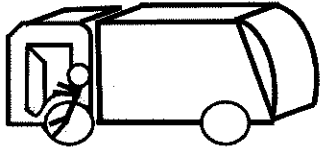
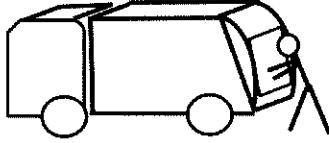
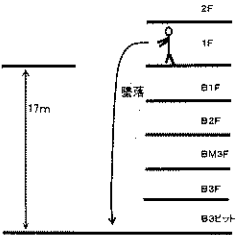
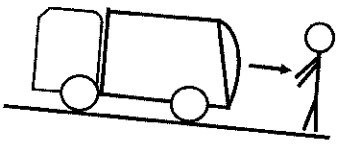
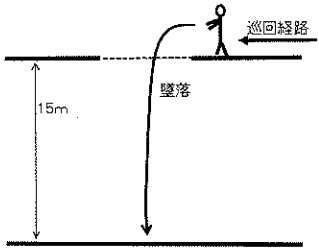
第2ステップ 墜落・転落の危険がある場所を洗出して、開口部に覆いをするなどの措置を講ずる。また、作業のためやむを得ず手すりなどを外した場合には、墜落制止用器具を使用するなどの措置を講ずるとともに、作業が終了した場合には、外した手すりを元に戻すなどの措置を講ずる。

第3ステップ 墜落・転落を防ぐための措置が常に有効な状態に保持されているか確認し、必要に応じて補修などを行う。



平成30年～令和2年6月 死亡災害の概要

(神奈川県内での産業廃棄物処理業・その他の廃棄物処理業に係る死亡災害)

番号	発生年月 発生時刻	業種 労働者数 職種 年齢 性別	起因物	発生概要	概要図
			事故の型	推定原因	
1	2年6月 9時頃	その他の廃棄物処理業 10人～29人 運転者 50代 男	トラック	一人で機械式ごみ収集車によるごみ収集中、收拾のため坂道に停車させていた無人の機械式ごみ収集車が坂道（傾斜3度前後）を約70メートル後退し、その途中で被災者がひかれたもの。	
			交通事故(道路)	エンジンをかけたまま停車（運転者が運転席を離れたこと）していたこと。（坂道で）輪止めをしていなかったこと。	
2	元年11月 11時頃	その他の廃棄物処理業 1人～9人 収集作業員 70代 男	トラック	ごみを巡回収集中のごみ収集車が、次のごみ集積場所へ向かうため、右にハンドルを切って発車したところ、助手席のドアが開き、同乗していた収集作業員が道路に落ちて頭を打ったもの。	
			交通事故(道路)	走行中にバック車側のドアが開いたこと及びシートベルトを着用していなかったこと。	
3	元年10月 11時頃	産業廃棄物処理業 10人～29人 運転者 60代 男	トラック	マンションのごみ集積場所付近の路上にごみ収集車を停めて、テールゲートの回転板を連続運転させながら、プラスチックごみの回収作業を実施していたところ、テールゲートホッパー内に身体の一部が入り込み、頭部から回転板に巻き込まれ、死亡したもの。	
			はさまれ・巻き込まれ	1 回転板が連続運転しているテールゲートの危険範囲に身体の一部が入り込んだこと。 2 安全装置が有効機能できる状況になかったことなど。	
4	30年9月 9時頃	産業廃棄物処理業 50人～99人 運転者 30代 男	開口部	産業廃棄物用コンテナに隣接する立入禁止の立体駐車場開口部から17メートル下の地下3階ビットに墜落したもの。	
			墜落・転落	開口部は立ち入り禁止となっていたものの、コンテナ設置場所とトラック待機場所の間を行き来する過程で近道行動により墜落したと推定される。	
5	30年8月 11時頃	その他の廃棄物処理業 10人～29人 運転者 30代 男	トラック	ゴミ収集場所にごみ収集車を停車させ、作業していたところ、傾斜地に停車させていたために無人で後退してきた、ごみ収集車と塀の間に挟まれたもの。	
			交通事故(道路)	サイドブレーキの引きが甘かったこと。（坂道で）輪止めをしていなかったこと。	
6	30年1月 21時頃	産業廃棄物処理業 50人～99人 技術者 30代 男	通路	工場内の計器の巡視を行っていた被災者が通路内の開口部より15メートル下に墜落したもの。当日、工場内で機械据付工事のため、通路の床（グレーチング）を取り外し、機械搬出用の開口部（約1m×約1m）として使用していたが、作業終了後、当該グレーチングを復旧しなかったため開口部が放置されていた。	
			墜落・転落	機器の搬入後直ちにグレーチングを元に戻さず、また開口部の周囲に墜落防止措置を講じていなかったため。	

※ わかりやすいように修正している場合がありますので、実際の災害とは若干異なる場合がありますことをご承知おきください。

上記災害のほか、平成29年9月に、「修理業者が産業廃棄物の選別・破砕等を行う処理施設に設置されているコンベヤーの修理作業を行っていたが、修理作業が終わり試運転させたところ、異音が発生したため直ちに停止させて周辺を確認したところ、付近でコンベヤー部品の加工作業をしていた当該事業場の作業員が当該コンベヤーに巻き込まれていたもの。」という死亡災害が発生しております。また、他県において、ベルトコンベヤーや機械に巻き込まれるという死亡災害が発生しており、①機械の運転を開始する場合の合図の徹底をしていただくこと（労働安全衛生規則第104条参照）、②コンベヤーについて、巻き込まれる危険があるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置を備えていただくこと（労働安全衛生規則第151条の7参照）、③機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合の機械運転停止していただくこと（労働安全衛生規則第107条参照）などに留意いただき、作業を行っていただきますようお願いいたします。